

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2023年9月）

日 時： 2023年9月19日（火）～21日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山本 智恵

IASB 会議（2023年9月）傍聴報告

日時：2023年9月19日（火）～21日（木）

スケジュール：別紙参照

2023年9月19日～21日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。9月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 共通支配下の企業結合
- 合同セッション：企業結合 — 開示、のれん及び減損及び開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
- 企業結合 — 開示、のれん及び減損
- 料金規制対象活動
- 財務諸表における気候関連リスク（「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に改称）
- 採掘活動
- 持分法
- IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー
- 金融商品の分類及び測定の見直し
- 作業計画のアップデート

【9月19日（火）】

共通支配下の企業結合

（背景）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）の適用範囲に含まれていない共通支配下の企業結合の会計処理について、2020年11月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下、本項目において「DP」という。）を、2021年9月をコメント期限として公表した。DPでは、移転先企業が共通支配下の企業結合を報告する場合の要求事項を検討しており、これにより、実務の多様性を減らし、透明性を改善することを目指している。

2021年12月及び2022年1月のIASBボード会議において、DPに対するフィードバックについての議論及びDPにおける予備的見解に基づく提案の審議のための計画（共通支配下の企業結合に関するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）の目的及び範囲について審議した後、測定方法の選択、測定方法の適用、その他のトピックの順で審議を行う計画）について議論が行われた。

2022年6月及び2022年11月のIASBボード会議では、測定方法の選択に関して、原則として、非支配株主（NCS）に影響を与えるか否かによって取得法と簿価法の適用を決定するという予備的見解について議論が行われた。当該議論の中で、一部のIASBメンバーより、プロジェクトの方向性に疑問を呈する意見が聞かれた。

その後、2023年4月のIASBボード会議において、本プロジェクトの方向性について議論が行われ、現在の方向性を継続することの利点が必要なリソースを正当化する可能性が高いのか、あるいは方向性の変更を検討すべきなのかについて議論が行われた。IASBは、議論を継続する前に協議グループからのフィードバックを求めることとした。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、本プロジェクトの方向性について、次のことを議論した。

- プロジェクトの方向性に関するフィードバック（IASBの協議グループとの公開会議及び他の利害関係者との会合からのものを含む）
- 当該フィードバックについてのスタッフの分析及び以下に関する初期的見解
 - a. プロジェクトの方向性を変更すべきかどうか
 - b. 変更するとした場合、開示のみの要求事項を開発するのか、プロジェクト

を中止するのか

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBはプロジェクトの方向性についての議論を継続する。

**合同セッション：企業結合—開示、のれん及び減損及び開示に関する取組み—
公的説明責任のない子会社：開示**

（背景）

「開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示」プロジェクト（以下「子会社プロジェクト」という。）において、IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「子会社公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。

子会社公開草案は、要件を満たす子会社（以下「適格な子会社」という。）が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「新基準書」という。）を提案している。IASBは、新基準書を2024年前半に公表する見込みである。

子会社公開草案には、2021年2月28日までに公表されていたIFRS会計基準の開示要求事項が含まれているが、それ以降、新規の会計基準書又は修正会計基準書が公表される場合、新基準書の修正を行うかどうかを検討する必要がある。2023年1月のIASBボード会議では、新規の会計基準書又は修正会計基準書の公開草案を公表すると同時に、新基準書の修正を検討するという提案が確認された。

これに沿ってIASBは、「企業結合—開示、のれん及び減損」プロジェクトにおいて公開草案に含めることを暫定的に決定した企業結合に関する開示要求事項を、非上場会社及び適格な子会社に対して要求すべきかどうかについて、2023年7月のIASBボード会議で議論した。同会議において、IASBスタッフは、今後公表する新基準書を公表後に、期待されるシナジーに関する定量的情報の開示を適格な子会社に要求する提案を行うことを暫定的に決定した。また、新基準書にその他の修正を行わないことを提案したが、2023年5月のIASBボード会議において、新基準書で開示を要求しないと暫定的に決定した一部の項目について再検討を求める意見が複数のIASBメンバーから出たため、決定が見送られた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことを議論した。

- 「企業結合 — 開示、のれん及び減損」のプロジェクトにおける新しい基準書の修正を提案すべきかどうか
- 公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（新基準書）の維持管理に対する合意されたアプローチの詳細

（主な暫定決定事項）

「企業結合—開示、のれん及び減損」のプロジェクトに関しての新基準書の維持管理

IASB は、適格な子会社に次の開示を要求するように新基準書の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業結合を行ったことの戦略的な論拠
- b. 使用価値を計算する際に用いた割引率は税引前なのか税引後なのか
- c. 取得した事業の貢献に関する情報

また、IASB は、IFRS 第3号 B64 項(i)に関しての新基準書における要求事項の文言が「企業結合—開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトにおいて IASB が行った提案と一致することを確保することを暫定的に決定した。

維持管理に対してのアプローチ

IASB は、新規又は修正後の IFRS 会計基準書における開示要求の変更から生じる新基準書の修正を行うことに対してのアプローチの要約について議論した。

IASB は、新規又は修正後の IFRS 会計基準書から生じる新基準書の考え得る修正は次のように考慮されることに留意した。

- a. 個別に、開示の削減についての原則に基づいて、及び
- b. グループとして、修正を行うことの影響が均衡のとれたものとなり、開示要求を削減しつつ適格な子会社の財務諸表の有用性を維持するという目標を保つようにする。

IASB は何も決定を求められなかった。

企業結合 — 開示、のれん及び減損

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下、本項目において「DP」という。）を公表し、寄せられたフィードバックへの対応について再審議を行っていた。その後、2022 年 9 月から 12 月にかけて、優先検討事項としていた、企業結合に関する開示及びのれんの償却の再導入に対してのスタンスが暫定的に決定されるとともに、2022 年 12 月に本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加した。

本プロジェクトは、合理的なコストで企業結合に関する、より有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的としており、IASB は具体的に以下の点を検討した。

- a. 企業結合に関する開示要求の詳細
- b. のれんを含んだ資金生成単位についての IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）における減損テストの有効性の改善、及び適用の簡素化についての予備的見解

上記 a については、2023 年 1 月の IASB ボード会議において、企業結合に関する情報の開示要求の免除について企業が適用すべき原則及び適用指針を提案すること、並びに期待されるシナジーに関する定量的情報の開示の詳細を暫定的に決定し、2023 年 2 月の IASB ボード会議では、企業結合の事後の業績に関する情報の開示に対するマネジメント・アプローチについて議論し、開示が要求される情報を識別するための企業内の経営者のレベルなどについて暫定的に決定した。

また上記 b の減損テストの有効性の改善について、2023 年 5 月の IASB ボード会議では、合理的なコストで、IAS 第 36 号の減損テストよりも著しく有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではないという DP の予備的見解を維持することを暫定的に決定し、2023 年 7 月の IASB ボード会議では、減損テストの有効性を改善するために、IAS 第 36 号の要求事項の明確化や情報開示の追加などを議論した。同会議において、上記 a、b に関する議論は概ね終了した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことについて議論した。

- IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の変更案についての経過措置
- 公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（公開草案）についてのデュ

一・プロセスのステップ（書面投票プロセスの開始の許可を含む）

（主な暫定決定事項）

経過措置及び初度適用企業

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号における開示要求の修正案を取得日が修正の発効日以後である企業結合に適用することを企業に要求し、早期適用を認める。
- b. IAS 第 36 号の修正案の適用の具体的な免除を初度適用企業に提供しない。
- c. 適格な子会社に対し、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案を当該修正案の発効日から適用することを要求し、比較情報の修正再表示は行わず、早期適用を認める。
- d. IAS 第 36 号の修正案を修正案の発効日以後の減損テストに適用することを企業に要求し、早期適用を認める。
- e. IFRS 第 3 号の修正案の適用の具体的な免除を初度適用企業に提供しない。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスの開始の許可

IASB は、公開草案について 120 日のコメント期間を設けることを決定した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

（今後の予定）

スタッフは書面投票のために公開草案を作成する。

【9月20日（水）】

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021年7月をコメント期限として公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年12月のIASBボード会議で暫定決定された再審議計画を踏まえ、2022年2月のIASBボード会議から再審議が開始された。2023年2月から2023年5月のIASBボード会議では、「認識」に関する論点の再審議が行われた。

2023年6月のIASBボード会議からは「測定」に関する論点の再審議が開始された。公開草案の主な提案では、規制資産及び規制負債の「測定」について、事後測定にあたって規制資産及び規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フローの見積りを含み、当該キャッシュ・フローを現在価値に割り引く評価技法を使用することとされている。2023年6月のIASBボード会議では、当該「測定」のワークストリームに関する再審議計画と、このうち不確実な将来キャッシュ・フローの見積りに関連する論点が議論された。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、次のことを行った。

- 公開草案における、規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りに影響を与える信用リスク及び他のリスクに関する提案の再審議
- 直接的な関係（の有無）の概念についてのアンケート調査に対する回答を、公表予定の会計基準書におけるガイダンスを開発するために利用する方法についての議論

（主な暫定決定事項）

測定—信用リスク及び他のリスク

IASBは、公表予定の会計基準書で、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローを見積る企業が次のようにするという公開草案で提案された要求事項を維持する。
 - i 見積りに将来キャッシュ・フローの金額又は時期に関する不確実性を反映させる。
 - ii 企業又は顧客が将来キャッシュ・フローのこの不確実性を負担するかどうかを評価する。
- b. 企業が信用リスクを負担する場合に、企業は次のようにする旨を定める。
 - i 規制資産の回収及び規制負債の履行から生じる正味キャッシュ・フローを考慮して回収不能額を見積る。
 - ii 回収不能額の見積りを規制資産のみに配分する。
- c. 企業が次のものをどのように会計処理するのかに関して追加のガイダンスを提供しない。
 - i 信用リスク（企業がこのリスクについて補償される場合）
 - ii 需要リスク
- d. 規制負債から生じる将来キャッシュ・フローについての企業の見積りには、企業自身の不履行リスクを反映しないという公開草案で提案された要求事項を維持する。

直接的な関係（の有無）の概念—アンケート調査からの発見事項についての報告書

IASBは、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 直接的な関係（の有無）の概念を、企業が規制資本ベースに対して受け取る規制報酬から生じる時点差異を企業が識別するのに役立つために含める。
- b. 規制資本ベースと有形固定資産との差異を資産レベルで企業が追跡できることは、それらが直接の関係を有しているという強力な指標である旨を定める。
- c. サービス委譲契約の場合に、企業は規制資本ベースがサービス委譲契約から生じる無形資産と直接的な関係を有している（有していない）かどうかを決定する旨を定める。
- d. 具体的な事実パターンを用いて企業が直接的な関係（の有無）をどのように判定するのかを例示するための設例を含める。

（今後の予定）

IASBはプロジェクト提案について引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

財務諸表における気候関連リスク（「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に改称）

（背景）

2023年3月、IASBは、第3次アジェンダ協議からのフィードバックを受けて、「財務諸表における気候関連リスク」についての狭い範囲の維持管理プロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を開始するとともに、これから行う初期的な作業について議論した。

第3次アジェンダ協議における、利害関係者の見解は次のようなものである。

- 企業は、IFRS 会計基準を、財務諸表における気候変動リスクの報告に対して一貫して適用していない可能性がある。
- 企業は、気候変動リスクに関して財務諸表における情報開示が不十分である可能性がある。

2023年3月の議論では、本プロジェクトの目的は、財務諸表が気候変動リスクに関する情報をより適切に伝えることができるかどうか、また、できるとすればどのように伝えることができるかを検討することであるとされ、比較的早期に取り上げることが可能で優先度の高い事項に焦点を絞るとされた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、次のことについて議論した。

- 本プロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーするようにすべきか
- 気候関連リスクの影響を財務諸表において報告することに関しての利害関係者の懸念の性質及び原因についてのリサーチの結果
- これらの懸念に対応するためにIASBが取り得るアクション

（主な暫定決定事項）

プロジェクトの目的

IASBは、本プロジェクトの目的は、的を絞った対応により財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する財務情報の報告を改善できるかどうか、できるとし

た場合、どのように改善できるのかを探求することであると決定した。

この決定により、本プロジェクトの名称が「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に変更されている。

懸念の性質及び原因についての作業の結果

IASBは何も決定を求められなかった。

考え得るアクション

IASBは次のことを決定した。

- a. IFRS 会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかを検討する。
- b. 見積りに関する情報の開示に関しての IFRS 会計基準の要求事項の明確化又は拡充を検討する。
- c. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を気候関連のコミットメントに適用する際に企業が負債を認識する状況に関しての疑問点を IFRS 解釈指針委員会に照会する。
- d. 長期間にわたり資産が非常に変動性の高い将来キャッシュ・フローにさらされている場合に使用価値を測定するための IAS 第 36 号の適用に関する疑問について IFRS 解釈指針委員会と協議する。

IASBは、以下に関しての IFRS 会計基準の要求事項の明確化又は拡充を探求しないことを決定した。

- a. 財務諸表における情報間のつながり及び財務諸表と他の一般目的財務報告書とのつながり
- b. 情報に重要性があるかどうかの評価
- c. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 31 項における「すべてに対応できる」開示要求

一方、IASBは、追加のアクションを取るべきかどうかを決定するため、気候関連及びその他の不確実性の動向のモニタリングを引き続き行う。

(今後の予定)

IASBは、本プロジェクトについての議論を継続する。

探掘活動

（背景）

IASB は、2015 年のアジェンダ協議において、企業の探査及び評価支出の会計処理には多様性があるというフィードバック及び IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS 第 6 号」という。）の開示要求は利用者のニーズを満たすには不十分かもしれないというフィードバックを受けた。これを受けて、IASB は、2021 年 9 月の IASB ボード会議において、IFRS 第 6 号の 2 つの側面（a. より有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、探査及び評価支出及び活動に関する開示目的及び開示要求を改善するための要求事項又はガイダンスの開発、b. IFRS 第 6 号の暫定的な位置づけの解消）を探求することが決定された。

2023 年 7 月の IASB ボード会議では、企業の探査及び評価支出及び活動に関する開示を改善する方法の提案に関する利害関係者のフィードバックについて議論した。これらの提案には、財務諸表利用者が次のことを行うのに役立つ可能性のある情報を利用可能にすることが含まれていた。

- a. 企業が探査及び評価支出をどのように会計処理しているのかを理解する。
- b. 探査及び評価支出についての会計方針が異なる企業を比較する。
- c. 企業の探査及び評価活動のリスク及び不確実性を理解する。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、プロジェクトの方向性に関して、次のことについて議論した。

- 財務諸表利用者に、より有用な情報を提供するために、企業が開示する探査及び評価支出及び企業の探査及び評価活動に関する情報を改善するための要求事項又はガイダンスを開発するかどうか。
- IFRS 第 6 号の暫定的位置づけを削除するかどうか。
- プロジェクトを停止するかどうか。

（主な暫定決定事項）

開示提案の分析

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 財務諸表利用者が次のようにするのに役立つための情報を開示するという要求事項又はガイダンスは開発しない。

- i 企業が探査及び評価支出をどのように会計処理しているのかを理解する。
 - ii 探査及び評価支出についての会計方針が異なる企業を比較する。
 - iii 企業の探査及び評価活動のリスク及び不確実性を理解する。
- b. 探査及び評価の支出及び活動に関する開示要求を改善するためのその他の提案を追求しない。

IFRS 第6号の暫定的位置付けの削除

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 2010年4月のディスカッション・ペーパー「採掘活動」の公表時及びこの採掘活動の研究・プロジェクトで行った作業により、IFRS 第6号を公表した際に IASB が予想していた採掘活動の会計処理の包括的なレビューが完了することを確認する。
- b. 次回の「IFRS 会計基準の年次改善」の一部として、IFRS 第6号における IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下「IAS 第8号」という。）の第11項から第12項の適用の免除の暫定的性格を解消する。
- c. IFRS 第6号の第13項から第14項を維持する。これらは、企業が探査及び評価支出についての会計方針を変更する可能性のある状況を示している。

IASB は、本プロジェクトについてのプロジェクト・サマリーを公表するというスタッフの提案について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

プロジェクトの方向性

本プロジェクトにおいて行った暫定的な決定の結果として、IASB は次のことを決定した。

- a. 本プロジェクトを停止する。
- b. 維持管理プロジェクト・パイプラインに、次回の「IFRS 会計基準の年次改善」の一部として、IFRS 第6号における IAS 第8号の第11項から第12項の適用の免除の暫定的性格を解消するプロジェクトを追加する。

(今後の予定)

IASB は、本プロジェクトについてのプロジェクト・サマリーを公表する。

【9月21日（木）】

持分法

（背景）

IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第28号」という。）における持分法会計について、IASBは2020年10月のIASBボード会議にて、適用上の疑問点に対処することを決定し、その後以下のステップで検討が進められている。

- ステップ1：持分法適用に際しての疑問点を特定する。2021年3月のIASBボード会議で疑問点の選定プロセスが議論された後、同年10月のIASBボード会議で、上記選定プロセスに従って選定された疑問点のリストが提示された。
- ステップ2：IAS 第28号の基礎となる原則を特定する。2021年6月のIASBボード会議で議論が行われた。
- ステップ3：上記原則を適用上の疑問点に適用する。2022年4月のIASBボード会議で議論が開始された。

上記のステップに従い、2023年4月時点でプロジェクトの範囲における大多数の適用上の疑問点に対して暫定決定が行われたことから、2023年4月のIASBボード会議において、次の暫定決定が行われた。

- a. 持分法のリサーチ・プロジェクトを基準設定の作業計画に移す。
- b. 協議グループは設置せず、諮問機関の専門知識を引き続き利用する。
- c. 持分法プロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）の目的を更新し、次のとおりとする。

IAS 第28号に示されている持分法に関する適用上の疑問点に対する回答を、可能な場合にはIAS 第28号から導き出された原則を用いて開発する。

また、IASBは次のステップとして公開草案の公表に向けて作業することを決定し、2023年7月のIASBボード会議において関連会社に対する投資に関するプロジェクトの範囲内の適用上の疑問点として残っている論点について審議を終了した。さらに、2023年7月のIASBボード会議では、本プロジェクトの範囲外とされていた5つの適用上の疑問点についても、これまでに行った暫定決定によって解決されたと考えられることから、将来の公開草案がそれらに回答するものであることを明確にするために、本プロジェクトの範囲に追加することを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、次のことについて議論した。

- 持分法に係る基準設定にあたり、持分法に関するIASBの暫定的な決定を個別財務諸表において子会社に対する投資に適用することの含意及び共同支配企業に対する投資に適用することの含意
- 関連会社に対する投資についての開示要求の考え得る改善及びプロジェクトの範囲

（主な暫定決定事項）

IASBは、持分法に関するIASBの暫定的な決定を個別財務諸表において子会社に対する投資に適用することの含意及び共同支配企業に対する投資に適用することの含意について、何も決定を求められなかった。

関連会社に対する投資についての開示要求の考え得る改善

IASBは、次のとおりに、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS第12号」という。）の修正を提案することを暫定的に決定した。

- 重要な影響力を維持しつつ所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動を認識することから生じる利得又は損失を投資者が開示するよう提案すること
- 条件付対価契約を締結した投資者が次のことを開示するよう提案すること
 - a. 関連会社に対する重要な影響力を獲得した際に、
 - i 投資の原価の一部として認識した金額
 - ii 当該契約及び支払金額の算定基礎の記述
 - iii 結果の範囲の見積り（割引前）又は、範囲を見積ることができない場合には、範囲を見積ることができない旨及びその理由。支払の最大金額が無制限である場合には、投資者はその旨を開示しなければならない。
 - b. 投資者が条件付対価を回収若しくは決済するか又は条件付対価が取り消されるか若しくは消滅するまでのその後の各報告期間について、
 - i 認識した金額の変動（決済時に生じた差額を含む）
 - ii 結果の範囲の変動（割引前）及び当該変動の理由
 - iii 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルへのイ

ンプット

- 投資者は関連会社への取引（ダウンストリーム取引）に係る利得又は損失を開示すると提案すること
- 関連会社に対する投資から生じる財務諸表上の金額の変動を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示することを企業に要求する開示目的を提案すること
- 新しい開示目的を満たすため、関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を投資者が開示すると提案すること

また、IASB は、関連会社からの取引（アップストリーム取引）に係る利得又は損失を開示することを投資者に要求する IFRS 第 12 号の修正を提案しないことを暫定的に決定した。

プロジェクトの範囲

IASB は本プロジェクトの範囲を維持することを決定した。

また、IASB は、コメント募集において、IAS 第 28 号を適用する際に、投資者にリターンに対するアクセスを現在与えている権利の評価に関するプロジェクトを作業計画に追加することについて、IASB が次回のアジェンダ協議で意見を求めるべきかどうかを質問しないことを決定した。

(今後の予定)

IASB はスタッフに、本プロジェクトにおける暫定的な決定を子会社に対する投資（個別財務諸表において）及び共同支配企業に対する投資に適用することについての意思決定のためのペーパーを作成するよう依頼した。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー

(背景)

IASB は、2020 年 1 月に、IFRS for SMEs 会計基準を完全版の IFRS 会計基準と整合させるかどうか、また、どのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の 2019 年における包括的な見直し」を、2020 年 10 月をコメント期限として公表した。IASB は、2022 年 9 月に、本情報要請における調整（alignment）アプローチを用いて、「IFRS for SMEs 会計基準第 3 版」（公開草案）（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2023 年 3 月 7 日をコメント期限

として公表した。

公開草案に対するフィードバックは、次の内容を除いて全体的に提案を支持するものであった。

- a. 公的説明責任の定義を明確化する提案については様々な意見があり、多くの回答者（大きな半数未満）が、修正案が主観的であることに懸念を表明した。
- b. ほとんどの回答者は、償却原価で測定される金融資産の減損に関する提案に同意しなかった。これらの回答者の大半は、償却原価で測定されるすべての金融資産について、発生損失モデルを維持することを支持した。
- c. 多くの回答者（小さな過半数）は、確定給付債務の測定の簡素化を規定している第 28.19 項を削除する提案に反対した。

2023年6月のIASBボード会議では、公開草案に対するフィードバックについて検討し、中小企業会計適用グループ（SMEIG）に助言を求めるかどうか、また公的説明責任の定義の明確化に関する公開草案の修正案に変更を加えるかどうかについて議論がなされた。IASBスタッフはコメントレター及びアウトリーチ・イベントからのフィードバックを2023年7月のSMEIG会議で提示し、SMEIGメンバーの意見を求めた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビューにおけるプロジェクト計画及びその他のトピックについて議論した。

プロジェクト計画

IASBは、第2次包括レビューの第3フェーズのプロジェクト計画について公開草案に対するフィードバックを踏まえて議論した。

SMEs の特性

IASBは、公開草案での提案についてのIASBの再審議のための文脈を提供するため、SMEsの特性に関するリサーチについて議論した。

本基準に関する教育的資料の提供に対するアプローチ

IASBは、本基準の第2版をサポートするIFRS for SMEs 教育モジュールを更新するか、又は第3版についての同様の包括的な教育的資料を提供するかのいずれかとするかについて議論した。

IASBはまた、どのガイダンスをIFRS for SMEs 会計基準の第3版に含めて、どのガイダンスを教育的資料に含めるのかを決定する際に手引きとして用いるべき要因

についても議論した。

第23章「顧客との契約から生じる収益」の改定案—フィールドワーク

IASBは、公開草案における改訂後の第23章「顧客との契約から生じる収益」に関して会計実務家と実施したフィールドワークからの発見事項について議論した。

金融資産の減損

IASBは、金融資産の減損の認識及び測定についての公開草案における提案に対するフィードバックについて議論した。

(主な暫定決定事項)

プロジェクト計画

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. レビューの範囲及び公開草案で示された一致アプローチを確認する。このアプローチは、IFRS会計基準との一致を出発点として扱い、その一致を行うべきかどうか及びどのように行うべきかを決定するにあたり、SMEsに対する目的適合性の諸原則（単純性及び忠実な表現（コストと便益の評価を含む））を適用する。
- b. IFRS for SMEs会計基準の修正を、IFRS会計基準との一致アプローチを適用することによって引き続き開発する。

SMEsの特性

IASBは何も決定を求められなかった。

本基準に関する教育的資料の提供に対するアプローチ

IASBは、本基準の第2版をサポートするIFRS for SMEs教育モジュールを更新するか、又は第3版についての同様の包括的な教育的資料を提供するかのいずれかとすることを決定した。

第23章「顧客との契約から生じる収益」の改定案—フィールドワーク

IASBは何も決定を求められなかった。

金融資産の減損

IASBは、金融資産の減損の認識及び測定についての公開草案における提案に対するフィードバックについて議論し、当該フィードバックに対処するための考え得る代替案についてスタッフへの指示を提供した。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）における予想信用損失モデルを導入するにあたって扱った問題は、SMEsに対する目的適合性の原則を満たさないと暫定的に決定した。IFRS for SMEs 会計基準を適用する資格のある企業のうち信用リスクに対する重大なエクスポージャーを有している企業の母集団は小さいと見込まれるからである。

IASBメンバーは、SMEsの少数のサブグループ（ノンバンク融資者など）が信用リスクに対する重大なエクスポージャーを有している可能性があることを承知していた。IASBはスタッフに、この企業サブグループについて予想信用損失を認識することを図る代替案をリサーチするよう依頼した。

（今後の予定）

IASBは、プロジェクト計画で示した公開草案における提案を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

金融商品の分類及び測定の修正

（背景）

IFRS第9号の分類及び測定に関する要求事項と、当該要求事項に関連するIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）の要求事項の適用後レビューで指摘された適用上の疑問点に対応するため、IASBは、2023年3月、公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」（IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案）（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し、2023年7月19日にコメント期限が終了している。

公開草案では、IFRS第9号に関して、次の内容が提案されている。

- a. 電子送金で決済される金融負債の認識の中止—金融資産又は金融負債の認識の中止を行う際に、決済日会計を適用することを要求される旨を明確化するとともに、電子送金システムを使用して決済される金融負債を所定の要件が満たされる場合には決済日前に弁済されるものとみなすことを認める。
- b. 金融資産の分類—以下を含む金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する適用指針を明確化する。
 - i 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融資産（例えば、ESG連動要素を含んだ金融資産）
 - ii ノンリコース要素を有する金融資産

iii 契約上リンクしている金融商品である金融資産

また、公開草案では、IFRS 第7号の開示要求について次の修正又は追加を行うことも提案している。

- a. その他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資
- b. 債務者に固有の偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融商品

今回の IASB ボード会議では、コメント・レターやアウトリーチ・イベントから得られた公開草案に対するフィードバックの要約が提供された。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対する利害関係者のフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、フィードバックへの対応をさらに検討する。

作業計画のアップデート

IASB は 2023 年 5 月の IASB ボード会議以来となる、作業計画についてのアップデートを受けた。主な内容として、「経営者による説明」プロジェクト（IASB と国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、ISSB 情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」において質問した、「報告における統合」に関するプロジェクトへのフィードバックを議論するため、会議を共同で開催する予定であることなど）、及び「デジタル財務報告」の最新情報の提供がなされた。なお、IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

別紙 スケジュール

9月19日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-12:00	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23） （予定 120 分→90 分）
12:00-14:00	休憩
14:00-15:30	合同セッション：企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18A）及び開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31） （予定 90 分→85 分）
15:30-15:45	休憩
15:45-17:00	企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 75 分→60 分）

9月20日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
08:45-10:45	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 120 分→65 分）
10:45-11:00	休憩
11:00-12:45	財務諸表における気候関連リスク（「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に改称）（アジェンダ・ペーパー14） （予定 105 分→160 分）
12:45-13:30	休憩
13:30-16:00	採掘活動（アジェンダ・ペーパー19） （予定 150 分→40 分）

9月21日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
08:30-11:00	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 150 分→160 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:15	IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

	(予定 60 分→70 分)
12:15-13:00	休憩
13:00-14:30	IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビューの続き（アジェンダ・ペーパー30） (予定 90 分→75 分)
14:30-14:45	休憩
14:45-16:15	金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16） (予定 90 分→40 分)
16:15-16:30	作業計画のアップデート（予定 15 分→5 分）

以 上